

だい じ 第4次かわさき ノーマライゼーション かいていばん プラン改定版



く
～まちで暮らそう
せい き
21 世紀～

しょう がい しゃ けい かく
障 害 者 計 画
しょう がい ふく し けい かく
障 害 福 祉 計 画
しょう がい じ ふく し けい かく
障 害 児 福 祉 計 画

へい せい ねん ど ねん ど
(平成27(2015)年度～32(2020)年度)
へい せい ねん ど ねん ど
(平成30(2018)年度～32(2020)年度)
へい せい ねん ど ねん ど
(平成30(2018)年度～32(2020)年度)

へい せい ねん がつ
平成30(2018)年3月
かわ さき し
川 崎 市

※この冊子は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。
ユニバーサルデザインフォントとは、障害のある人や高齢者をはじめ、
できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。

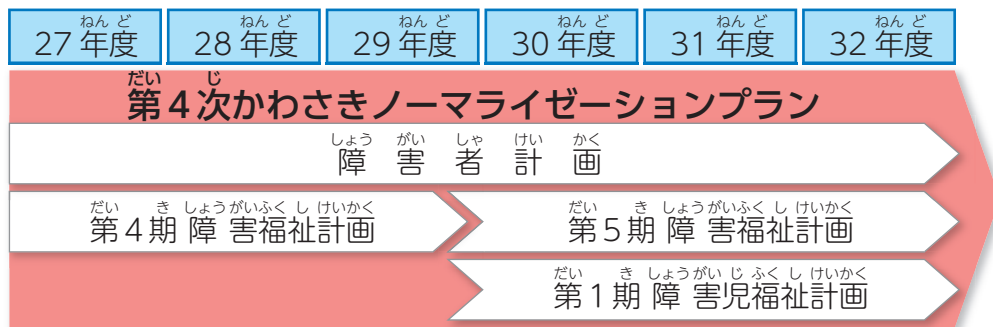
このQRコードは、スマートフォンで読
と取ると、視覚障害がある方でもテキスト
読み上げ機能を使って音声で情報を取得出
来るように作られています。



第4次かわさきノーマライゼーションプランとは

「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」は、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定したものです。障害者計画は、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度の6年間の川崎市の障害福祉施策の取組や方向性を定めたものです。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間の障害福祉サービスの数値目標などを定めたものです。今回の改定版では平成30(2018)年度からの新たな障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるとともに障害者計画の間見直しを行いました。



川崎市における障害児・者の現状

高齢化により、身体障害者手帳を持つ方が増えています。また、福祉サービスの充実や障害者に対する理解が広がったことが、知的障害や精神障害の手帳を持つ方が増えている理由と考えられます。

さらに、発達障害や高次脳機能障害、難病など、障害の範囲が広がり、多様化しています。

【平成18年4月1日の人数】

【平成29年4月1日の人数】

川崎市の人口	1,332,035人	12.3%の増加	1,496,035人
身体障害者手帳を持っている方	27,667人	32.9%の増加	36,761人
療育手帳を持っている方(知的障害者)	5,483人	73.2%の増加	9,499人
精神障害者保健福祉手帳を持っている方	4,330人	157.2%の増加	11,135人
障害者手帳を持っている方の合計	37,480人	53.1%の増加	57,395人

※知的障害は判定のみ受けて療育手帳を持っていない方を含みます。

身体障害児(者)	知的障害児(者)	精神障害者
36,761人	9,499人	11,135人
65歳以上 24,992人(68.0%)	65歳以上 359人(3.8%)	65歳以上 1,724人(15.5%)
18歳～64歳 10,848人(29.5%)	18歳～64歳 5,960人(62.7%)	18歳～64歳 9,268人(83.2%)
18歳未満 921人(2.5%)	18歳未満 3,180人(33.5%)	18歳未満 143人(1.3%)

計画の基本理念 (この計画でめざしていること)

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に
支え合う、自立と共生の地域社会の実現』をめざします。

計画の施策体系 (この計画の考え方と、それに基づいて行うこと)

ほうしん 方針Ⅰ

そだ まな はたら く
育ち、学び、働き、暮らす

～一人ひとりのライフステージと
障害特性に応じた総合的な
支援体制の構築をめざします～

「ライフステージ」とは、年齢に
もなつて変化する生活の状況の
ことです。

施策1 相談支援体制の充実と
地域リハビリテーションの枠組みの構築

施策2 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実

施策3 地域生活支援の充実

施策4 多様な住まいの支援

施策5 雇用・就労・経済的自立の促進

施策6 保健・医療との連携強化

施策7 サービス提供体制の充実

ほうしん 方針Ⅱ

ちいき ささ あ
地域でふれあい、支え合い

～障害のある人もない人も支え合える
「心のバリアフリー都市川崎」
をめざします～

「バリアフリー」とは、生活の中で
「さまたげ（バリア）」となるもの
を取り除くことです。

施策8 権利を守る取組の推進

施策9 心のバリアフリー

施策10 社会参加の促進

施策11 多様な支え合いの構築

施策12 自殺総合対策の推進

ほうしん 方針Ⅲ

やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりをめざします～

施策13 生活環境のバリアフリー化の推進

施策14 災害・緊急時対策の強化

にゅうよう じ き こうれい き おう ひつよう し えん へん か
乳 幼児期から高齢期までライフステージに応じて必要な支援も変化します。

にゅうよう じ き
乳 幼児期

こ ちの したつ
子どもの発達
について、相談
したいです。



きん じよ とも だち
近所の友達と
いっしょに勉強
したり遊んだりし
たいな。

がくれい き
学 齢 期



しゅうしょく む
就 職 に向け
た指導や支援
をしてほしい。

し さく
施策 1

そうだん し えんたいせい じゅうじつ ち いき
相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築

み ちか ち いき
身近な地域での相談支援体制を支える専門的支援の強化を図り、ライフステージ
や障害の状 況に合わせた支援体制をつくっていきます。

おも とりくみ
主な取組

- 障 害者相談支援センターの検 証 を踏まえた取組の推進
- 指定特定相談支援事 業 所の拡 充 に向けた取組の推進
- 市内南部地域に（仮 称）総合リハビリテーションセンターを開設（H 32 末）
- ペアレントメンターやかかりつけ医への研 修 など発達障 害者支援の充実（H 30）



し さく
施策 2

こ そだ よ そ し えんたいせい じゅうじつ
子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実

かぎ み ちか ち いき
できる限り身近な地域でさまざまな子どもとふれあいながら、また育ちの段階に応じて個人
の特性に合った支援を受けられるよう、子どもとその家庭への支援体制をつくっていきます。

おも とりくみ
主な取組

- 区役所と児童相談所・教 育委員会・地域 療 育センター等の連携 強化
- 放課後等デイサービスの本市独自のガイドラインの策定（H 30）
- 看護師の学校訪問回数の増加（H 30）



し さく
施策 3

ち いきせいかつ し えん じゅうじつ
地域生活支援の充実

しょうがい かた す な ち いき あんしん じりつ せいかつ
障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活をしていくため、さまざまな生活支援サービスや
日 中 通所サービスなどを提供 します。

おも とりくみ
主な取組

- 生活介護事 業 所における営 業 時間後の日 中 一時支援事 業 の実施（H 30）
- 短期入 所の増 床
- ※〔H 31〕12 床（中原区）、〔H 32〕12 床（中原区）、20 床（川崎区）
- 地域生活支援拠点及び生活介護事 業 所の整備
- ※〔H 32〕生活介護 80 名

その人に^{ひと おう}応じた^{てきせつ し えん}適切な支援ができるよう、^{そうごうてき し えんたいせい}総合的な支援体制をつくります。

せいじん き
成人期

こうれい き
高齢期

す な ちいき
住み慣れた地域
での生活を続けた
いす。

し ごと なや
仕事の悩みを
そうだん
相談したいです。

たよ ひと
頼る人がいない
ので、今後の生活
が不安です。

施策 4

多様な住まいの支援

しょうがい かなた す な ちいき あんしん く つづ
障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな
ニーズに対応できる住まいの場の確保と充実に努めます。

おも とりぐみ
主な取組

- 肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実 (H 30)
- 市内南部地域に入所施設を開所 (H 32 末)



施策 5

雇用・就労・経済的自立の促進

しょうがい はたら いよく じつげん しゅうろう し えんたいせい しょうがい
障害があっても働く意欲を実現できるよう、就労支援体制をつくり、また障害があっても
その人らしくいきいきと自立した生活が送れるよう、雇用・就労の支援に努めます。

おも とりぐみ
主な取組

- 新たに精神障害者を含めた障害者の雇用に向けた検討と展開
- 地域就労援助センターによる個別の定着支援の実施



施策 6

保健・医療との連携強化

しょうがい げんいん びょうき よぼう そうき はっけん つと しょうがい うたが こ そうきりょういく すす
障害の原因となる病気の予防や早期発見に努め、障害の疑いのある子どもの早期療育を進めます。
また、身近な地域で適切な医療を受けることができるように連携体制の強化を進めます。

おも とりぐみ
主な取組

- 医療的ケアが必要な方の利用が可能な通所事業所の整備
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 (H 30)



施策 7

サービス提供体制の充実

ふくし じんざい かくほ ようせい つと ふくし じんざい ていちゃく はか しょうがいふくし じぎょうしょ たい がいふ
福祉人材の確保・養成に努め、福祉人材の定着を図ります。また、障害福祉サービス事業所に対して外部
の人に点検してもらい、サービスの質の向上に努めます。

おも とりぐみ
主な取組

- 介護職員初任者研修・実務者研修の受講料補助の対象に障害関係の職員を追加 (H 30)
- 人材確保に向けた取組の推進

ほうしん 方針Ⅱ

ち いき 地域でふれあい、支え合い

て ちょうしょ じ しゃ かかわ なん しょうがい かた にん ちゅう にん かんが
手帳所持者に関らず、何らかの障害のある方は100人中6人くらいいると考えられており、
しょうがいしゃ み ぢか そんざい ち いき ささ あ ひつよう
障害者は身近な存在で、地域のみんなで支え合うことが必要です。

しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう もと とりくみ しょうがい ひと ひと とも そだ とも まな とも く
障害者差別解消法に基づく取組や、障害のある人もない人も共に育ち、共に学び、共に暮
らし、共に働くことが当たり前と信じられる地域社会をつくるための取組を進めます。

けんり まも せい ど
権利を守る制度や
しく 仕組みのことを知り
ませんでした。



しょくば しゃかいぜんたい
職場や社会全体
り かい
の理解がまだまだ
ふ ぞく
不足しています。



しゃかいさん か き かい
社会参加の機会や、
じょうほう すく
その情報が少ないと
おも
思います。

し さく 施策 8

けんり まも とりくみ すいしん 権利を守る取組の推進

しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう しょうがいしゃ けんり まも とりくみ すす
障害者差別解消法や障害者虐待防止法など、障害者の権利を守る取組を進めます。

おも とりくみ 主な取組

■ しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう ちやくじつ たいおう
障害者虐待防止法、障害者差別解消法への着実な対応

し さく 施策 9

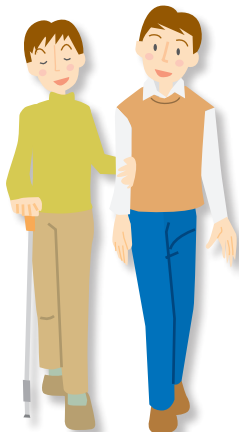
こころ 心のバリアフリー

しょうがい かた とくべつ そんざい しょうがい ひと ひと ま あ ち いきしゃかい
障害のある方を特別な存在としてとらえず、障害のある人となない人が混ざり合った地域社会をめざします。

おも とりくみ 主な取組

■ かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンに基づく取組の推進

■ きょうせい きょうどう せいしん はぐく しょうちゅうがっこう ねんかん けいどうてき けいかくてき きょういふく すいしん
共生・協働の精神を育む小・中学校9年間の系統的・計画的な教育の推進



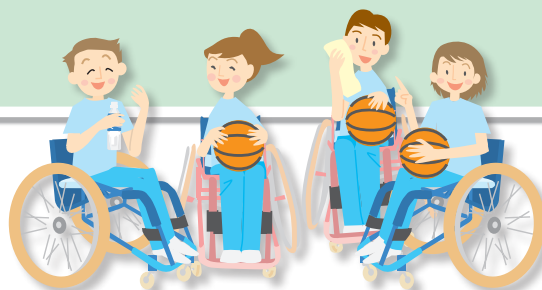
施策 10

社会参加の促進

文化芸術活動を行う場所や発表の機会などを増やしたり、参加しやすい環境を整えることで、障害のある方の社会参加を進めます。また、障害者スポーツを普及することで、誰もがスポーツに参加し、楽しめるようにしていきます。

主な取組

- 各区スポーツセンター等で障害者が日常的にスポーツを楽しめるようにするための取組の推進
- 文化芸術活動に取組める環境の整備



施策 11

多様な支え合いの構築

行政だけではなく、事業者、自治会、地域・ボランティア団体、住民などがそれぞれの役割に応じて活躍できる仕組みづくりを進めます。

主な取組

- 地域生活支援拠点におけるボランティアの育成等、地域と障害者をつなぐ取組の推進
- ピアサポートの充実



施策 12

自殺総合対策の推進

あらゆる分野の関係機関と情報共有、連携強化をはかりながら、事業を進めていきます。

主な取組

- 「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進

川崎市自殺対策推進キャラクター、「うさっぴー」です。



障害のある方もない方も生活しやすいまちをめざすため、生活の中のさまたげ（バリア）をできる限り取り除き、生活環境や情報のバリアフリー化を図っていきます。

大規模な災害などが起きたときの支援体制を強化することもあります。



施策 13

生活環境のバリアフリー化の推進

ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりをめざします。

主な取組

- ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- バリアフリーマップの改定等



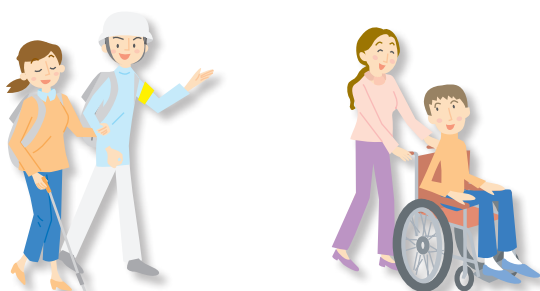
施策 14

災害・緊急時対策の強化

災害・緊急時対策を充実させることで、誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりをめざします。

主な取組

- DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制拡充
- 二次避難所のより一層の円滑な運営に向けた検討と実施



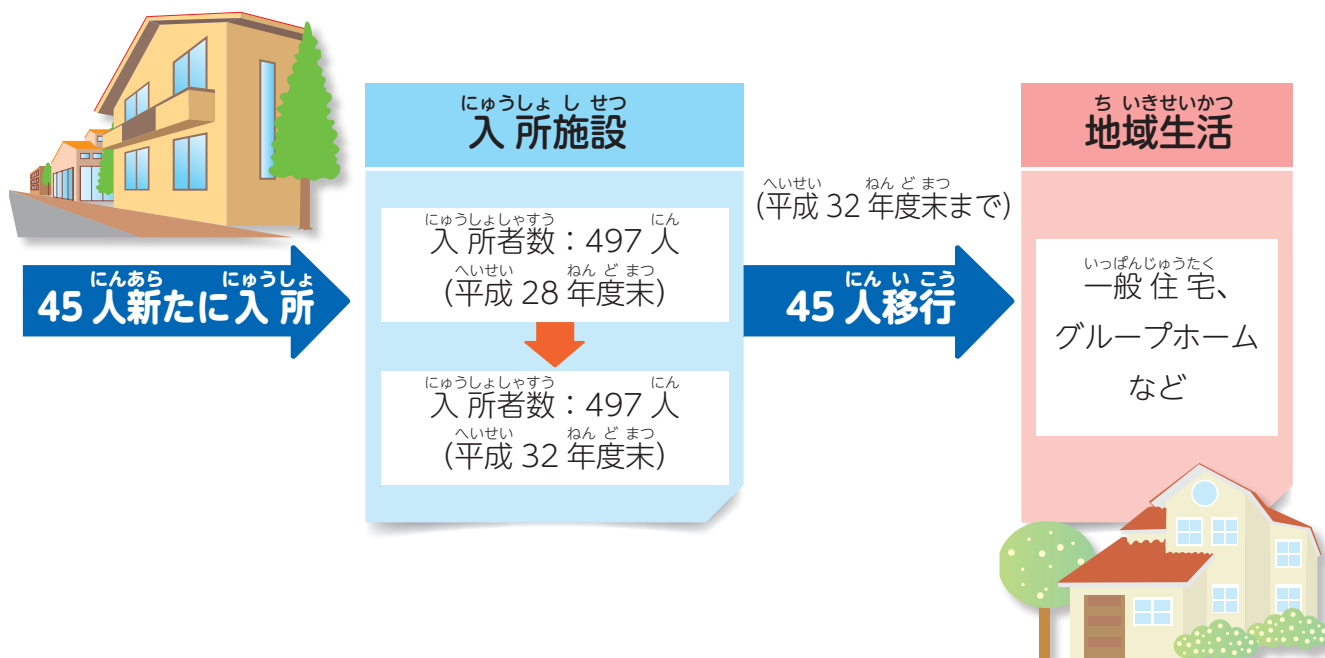
平成 32 (2020) 年度までに 重点的に取り組む目標

1 福祉施設から地域生活への移行

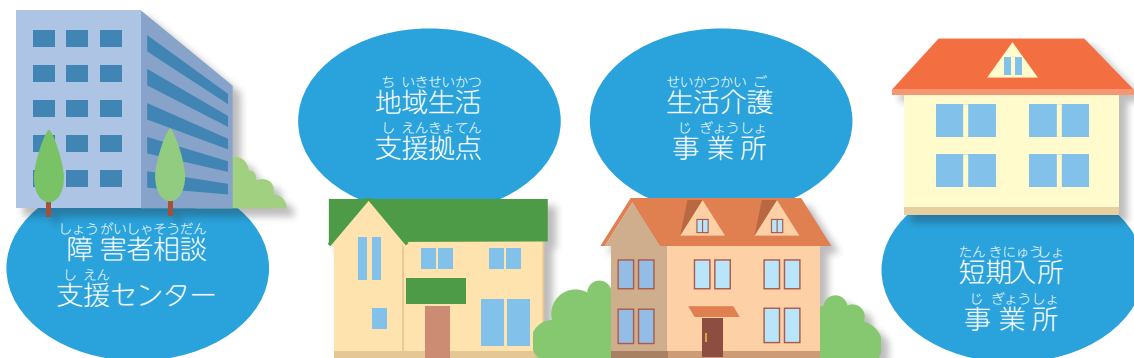
施設で暮らしている方が、施設を出て地域で生活できるよう、グループホームなどの住まいの場や日中通所サービスなどの整備を進めます。

平成 28 (2016) 年度末に入所していた 497 人のうち、平成 32 (2020) 年度末までに 45 人が地域生活に移れるようにしていきます。

また、施設入所による支援がふさわしい方も多く、新たに施設に入所する方がいることなどを考慮し、施設入所者数の削減は見込みません。

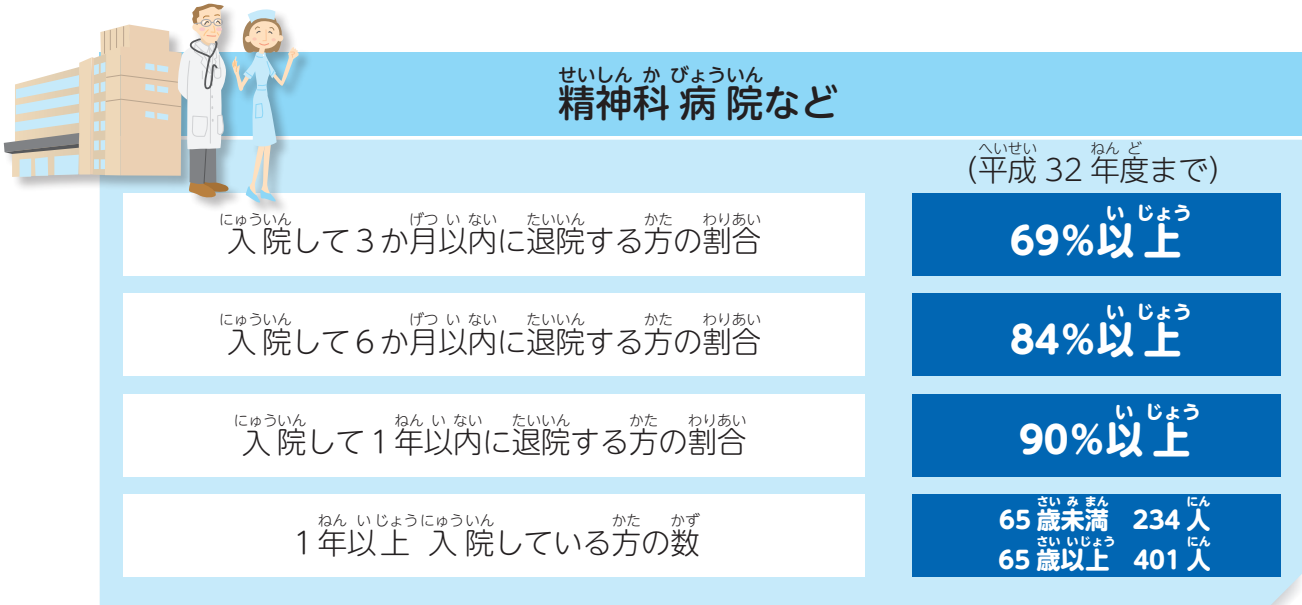


地域生活を支えるサービスの例



2 せいしんしょうがい たいおう ち いきほうかつ こうちく 精神 障 害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

せいしんしょうがいしゃ ち いき いちいん あんしん じ ぶん く
精神 障 害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神
しょうがい たいおう ち いきほうかつ こうちく すす
障 害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



たいいん し えん
退院支援
ち いき
地域づくり

ち いきせいかつ
地域生活へ

ち いき し えん 地域の支援ネットワーク



ほけん いりよう ふくし かんけいしゃ きょう ぎ ば
保健・医療・福祉の関係者による 協議の場
ち いき じりつ し えんきょう ぎ かいせいしんしょうがいしゃ ち いき い こう
(地域自立支援 協議会精神 障 害者地域移行・地域定 着 支援部会)

ねん かい
年6回

3 ち いきせいかつ し えんきょてん せい び 地域生活支援拠点の整備

しょうがい 障 害のある方の地域生活を支援するために、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点を平成 32（2020）年度末までに市内 3 か所とします。

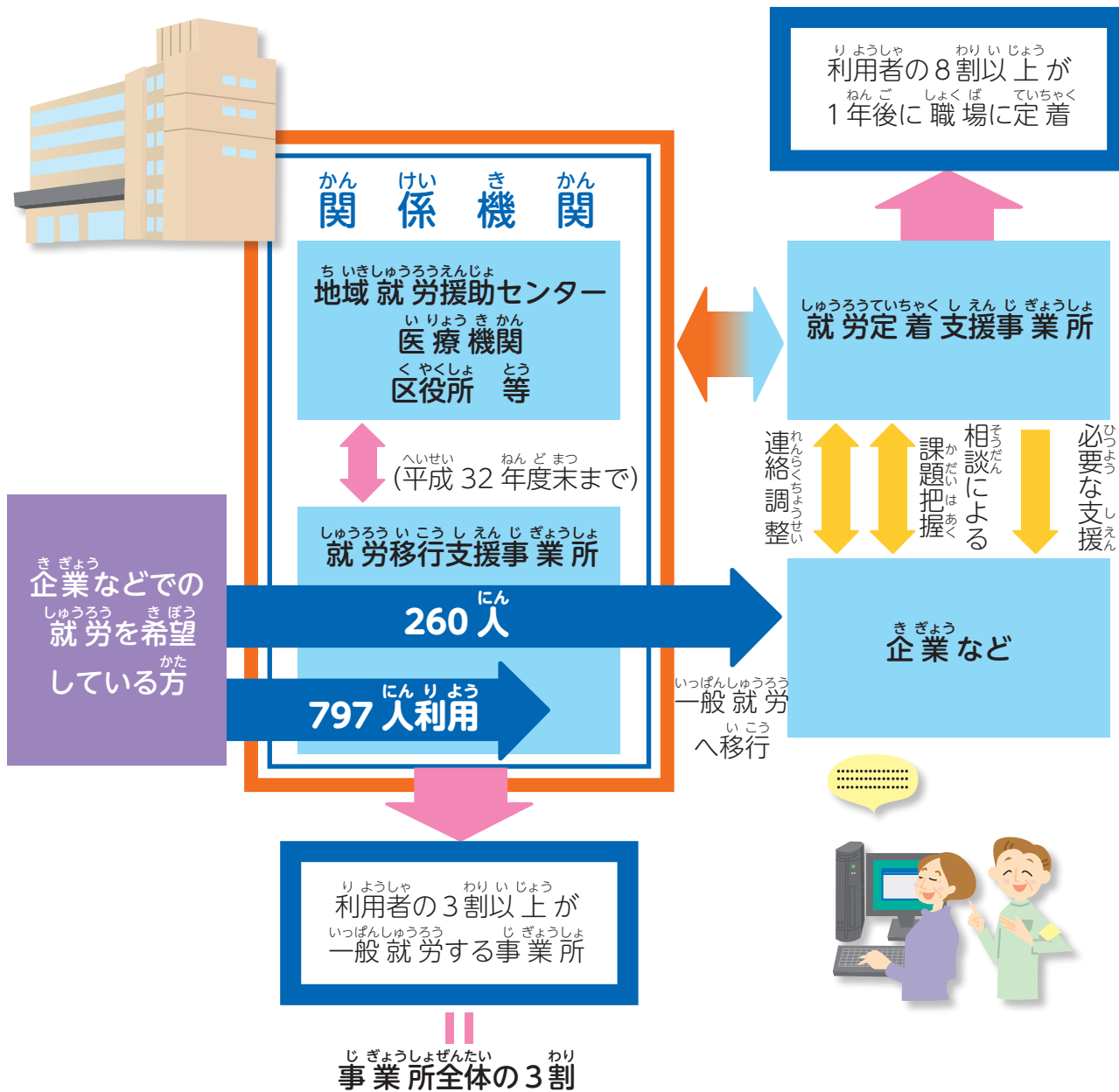


ふくし し せつ いっぱんしゅうろう い こうとう
福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設などで仕事をしている方が、一般就労（企業などで仕事をする）ことし、継続で
きるよう、必要な支援をします。

平成^{へいせい}32（2020）年度^{ねん ど まつ}末までに、

- 260 人が、就 労移行支援事業所などを通じて一般就 労することをめざします。
- 797 人が、就 労移行支援事業所を利用することをめざします。
- 一般就 労する方が利用者の3割以上である就 労移行支援事業所の数が、全体で3割になるようにします。
- 一般就 労をして、仕事を継続するためのサービス（就 労定着支援事業）を受けた方が、サービスを開始してから1年後に職場に定着している割合を全体の8割とします。

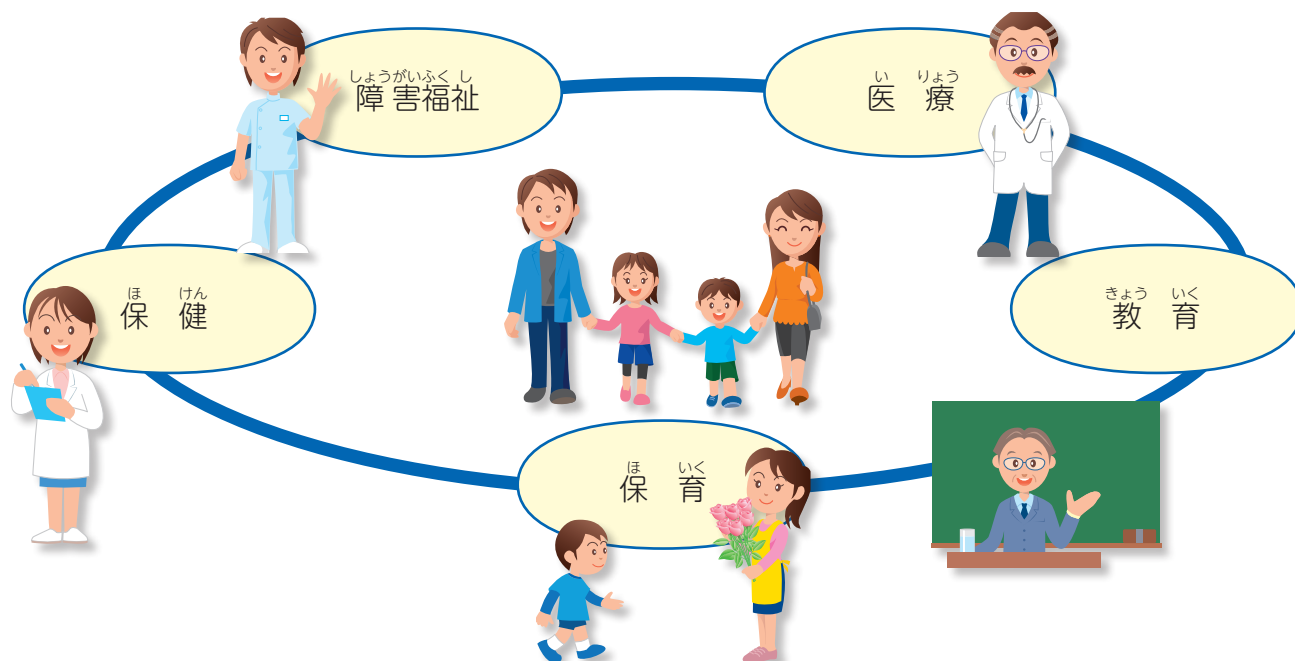


5 障害児支援の提供体制の整備等（新規項目）

障害のある子どもへの地域での支援を充実させるため、保育所等訪問支援などを行う児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所などを確保したり、医療的ケアが必要な子どもを支援するための協議の場を設置します。

保育所等訪問支援などを行う 児童発達支援センターの箇所数	(平成 32 年度末まで) 4 か所
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の箇所数 放課後等デイサービス事業所の箇所数	(平成 32 年度末まで) 3⇒6 か所 5⇒8 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置数	(平成 30 年度末まで) 1 か所

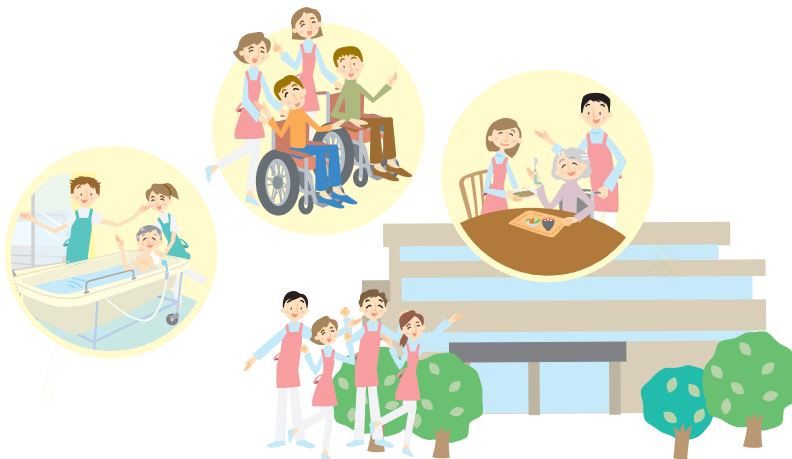
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場



へいせい 平成32(2020)年度までのサービスの見込量
ねん ど
み こみりょう

サービスの種類		内容	へいせい 平成 29 年度 ひと つき (1 月あたり)	へいせい 平成 32 年度 ひと つき (1 月あたり)
日中に施設などで受けられるサービス	せいにかつかい ご 生活介護	し せつ 施設などで、にゅうよく 入浴やトイレ、しょくじ 食事などの手助けをしてもらったり、レクリエーションをしたりします。	2,514 人	3,057 人
	じ りつくんれん き のうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	からだ 体をうまく動かす練習をしたり、じぶん 自分の身の回りのことができるように練習をします。	9 人	9 人
	じ りつくんれん せいかつかい 自立訓練 (生活訓練)		87 人	87 人
	しゅうろう い こう し えん 就 労移行支援	き ぎょう 企業などで働くための練習をします。	398 人	501 人
	しゅうろうけいぞく し えんえーがた 就 労継続支援 A 型	し せつ 施設などで、ひつよう 必要な手助けを受けながら働くことができます。	250 人	304 人
	しゅうろうけいぞく し えんびーがた 就 労継続支援 B 型		879 人	919 人
	しゅうろうていやく し えん しん き 就 労定 着 支援【新規】	そうだん 相談などを通じてき ぎょう 企業などでしゅうろう 就 労の継続に必要な支援を受けられます。		858 人
	ち いきかつどう し えん 地域活動支援センター	かんたん 簡単な仕事やレクリエーションをしたり、こま 困ったことについて話を聞いてくれます。	661 人	700 人
たん き にゅうしょ 短期入 所 (ショートステイ)		か ぞく 家族がびょうき 病気などで家のことができないときに、か 家から離れて、たん き かん 短期間、し せつ 施設に泊まることができます。	482 人	693 人
りょうよう かい ご 療 養介護		おも 重い しょうがい 障害のある方がびょういん 病院などでからだ 体をうまく動かす練習やお医者さんのちりょう 治療、身の回りの手助けを受けられます。	109 人	111 人

※平成 29 年度は 6 月実績



サービスの種類		内容	平成 29 年度 (1 月あたり)	平成 32 年度 (1 月あたり)
住まい	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	しょうがい 障害のある方が少人数で、世話人などから身の回りの手助けをしてもらいながら、みんなで生活できます。	1,099 人	1,369 人
	し せつにゆうしょ し えん 施設入所支援	み まわ て だす 身の回りの手助けをしてもらいながら、施設で暮らすことができます。	511 人	518 人
	じ りつくんれん しゅくはくがた 自立訓練 (宿泊型)	じ たく 自宅やグループホームで生活するための自立訓練 (生活の練習) を、施設に泊まりながら受けられます。	24 人	25 人
	じ りつせい かつえんじょ しん き 自立生活援助【新規】	にゆうしょ し せつ 入所施設やグループホームにいた方がひとり暮らしをする場合に、相談などの必要な支援を受けられます。		61 人
ヘルパーなど	きょたくかい ご 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	ヘルパーが身の回りの手伝いをしてくれます。サービスは、内容によって 5 種類あります。	1,744 人	2,073 人
	じゅうど ほうもんかい ご 重度訪問介護			
	こうどうえん ご 行動援助			
	どうこうえん ご 同行援助			
	じゅうど しょうがいしゃとうほうかつ し えん 重度 障害者等包括支援			
相談など	けいかくそうだん し えん 計画相談支援	き ぼう せい かつ おく 希望する生活を送るために必要な福祉サービスの利用計画を作ります。	6,254 人	6,800 人
	ち い き い こう し えん 地域移行支援	にゆうしょ し せつとう せいしん か びょういん にゆうしょ にゆういん 入所施設等や精神科病院に入所・入院している方が、地域で生活するための住まいの確保や手助けを受けられます。	1 年あたり 5 人	1 年あたり 23 人
	ち い きてい ちやく し えん 地域定着支援	しょうがい 障害のある方が地域での生活を続けていけるように、困ったり不安になったときに、相談や手助けを受けられます。	1 年あたり 5 人	1 年あたり 9 人

※平成 29 年度は 6 月実績

へいせい ねん ど み こみりょう
平成32(2020)年度までのサービスの見込 量

サービスの種類		内容	へいせい ねん ど 平成 32 年度 ひと つき (1 月あたり)
日中に施設などで受けられるサービス (子ども)	しょうがいじ そうだん し えん 障 害児相談支援	きぼう せいかつ おく ひつよう ふくし りよう 希望する生活を送るために必要な福祉サービスの利用 計画を作ります。	5,015 人
	じ どうはったつ し えん 児童発達支援	にちじょうせいかつじよう き ほんてき どう さ ち しき み 日常生活上の基本的な動作や知識を身につけたり、 しゅう だんせいかつ てきおう くんれん し えん う 集団生活に適応するための訓練や支援などを受けら れます。	975 人
	い りょうがた じ どうはったつ し えん 医 療 型児童発達支援	し たい ふ じ ゆう じ どう じ どうはったつ し えん ち 肢体不自由のある児童が、児童発達支援とあわせて治 療を受けられます。	37 人
	ほう か ごとう 放課後等デイサービス	ほう か ご なつやす せいかつ のりよく こうじよう 放課後や夏休みなどに、生活能力の向上のために 必要な訓練を受けられます。	3,160 人
	ほ いくしょとうほうもん し えん 保育所等訪問支援	せんもん しょくいん ほ いくしょ し せつ ほうもん しゅうだん 専門の 職 員が保育所などの施設を訪問します。集団 せいかつ てきおう せんもんてき じよげん し えん う 生活に適応できるよう、専門的な助言や支援を受けら れます。	22 人
	じゅんかいそうだん し えん 巡 回相談支援		の 延べ 267 人
	きょたくほうもんがた じ どう 居宅訪問型児童 はったつ し えん しん き 発達支援【新規】	じゅう ど しょうがい しょうがい じ つうしよ し えん りよう こんなん 重度の 障 害などで、 障 害児通所支援の利用が困難 な 障 害のある児童が、居宅訪問による発達支援を受 けられます。	21 人
	い りょうてき じ たい 医 療 的ケア児に対す る関連分野の支援を調 整するコーディネー ターの配置【新規】	い りょうてき ひつよう じ どう てきせつ し えん う 医 療 的ケアを必要とする児童が、適切な支援を受け られるよう、コーディネーターを育成します。	1 年あたり ひとり いじょう 1 人以上

※平成 30 年度から、新たにサービス量を見込みます。

サービスの種類		内容	平成 32 年度 (1 月あたり)
住まい (子ども)	福祉型 障害児 入所施設	日常生活をするための指導を受けながら、施設で暮らすことができます。	53 人
	医療型 障害児 入所施設	治療を受けながら、日常生活をするための指導を受けて、施設で暮らすことができます。	25 人
子ども・子育て支援		保育所等訪問支援や巡回相談支援、障害児保育研修などを行って、障害のある児童が希望する保育所などを利用できるようにします。	

※平成 30 年度から、新たにサービス量を見込みます。



へいせい ねん ど み こみりょう
平成32(2020)年度までのサービスの見込 量

サービスの種類		へいせい ねん ど 平成 29 年度	へいせい ねん ど 平成 32 年度
相談など	そうだん し えん じ ぎょう 相談支援事業	28 か所	28 か所
	ちいきじりつ し えんきょうぎかい 地域自立支援協議会	8 か所	8 か所
	しょうがい じ とうりょういく し えん じ ぎょう 障害児等療育支援事業	5 か所	5 か所
	きょじゅう し えん じ ぎょう 居住支援事業	1 年あたり 3 世帯	1 年あたり 3 世帯
	せいねんこうけんせい どりょう し えん じ ぎょう 成年後見制度利用支援事業	1 年あたり 90 人	1 年あたり 102 人
コミュニケーション	コミュニケーション支援事業	1 年あたり 3,248 回 1 年あたり 4,052 人	1 年あたり 3,518 回 1 年あたり 4,393 人
	コミュニケーション支援員養成事業	1 年あたり 124 人	1 年あたり 123 人
日常生活用具など	かいご くんれん し えんようぐ 介護・訓練支援用具	1 年あたり 99 件	1 年あたり 102 件
	じりつせいかつ し えんようぐ 自立生活支援用具	1 年あたり 265 件	1 年あたり 273 件
	ざいたくりょうようとう し えんようぐ 在宅療養等支援用具	1 年あたり 239 件	1 年あたり 292 件
	じょうほう い し そつう し えんようぐ 情報・意思疎通支援用具	1 年あたり 310 件	1 年あたり 386 件
	はいせつかん り し えんようぐ 排泄管理支援用具	1 年あたり 32,405 件	1 年あたり 38,399 件
	じゅうたく かいしゅう きょたくせいかつどう さ ほ じょようぐ 住宅改修(居宅生活動作補助用具)	1 年あたり 32 件	1 年あたり 32 件
移動支援	いどう し えん 移動支援	147 か所 1 月あたり 747 人 1 月あたり 8,228 時間	172 か所 1 月あたり 792 人 1 月あたり 9,127 時間
	つうしょ つうがく し えん 通所・通学支援	1 月あたり 100 人 1 月あたり 1,864 回	1 月あたり 107 人 1 月あたり 1,970 回
発達障害支援	はったつそうだん し えん 発達相談支援センター	1 年あたり 1,420 人	1 年あたり 1,720 人
	はったつしょうがいしゃ し えん ち いききょう ぎ かい かいさい しん き 発達障害者支援地域協議会の開催【新規】		1 年あたり 2 回
	はったつそうだん し えん およ 是 したつしょうがいしゃ ち いき 発達相談支援センター及び発達障害者地域 せいかつ し えん かんけい き かん じょげん 生活支援マネジャーの関係機関への助言 【新規】		1 年あたり 50 件
	はったつそうだん し えん およ 是 したつしょうがいしゃ ち いき 発達相談支援センター及び発達障害者地域 せいかつ し えん がい ぶ き かん ち いきじゅうみん 生活支援マネジャーの外部機関や地域住民 への研修、啓発【新規】		1 年あたり 18 件

※平成 29 年度は 6 月実績

サービスの種類		平成 29 年度	平成 32 年度
日中一時支援	日中短期入所	4 か所 1月あたり 138 回	4 か所 1月あたり 175 回
	障害児・者一時預かり	20 か所 1月あたり 2,830 回	25 か所 1月あたり 3,686 回
福祉ホーム	福祉ホーム	1 か所 1月あたり 6 人	1 か所 1月あたり 10 人
訪問入浴	訪問入浴サービス	1 年あたり 7,940 件	1 年あたり 10,255 件
社会参加	各種訓練・教室等	1 年あたり 11 種類	1 年あたり 11 種類
	スポーツ大会等	1 年あたり 58 回	1 年あたり 58 回
	普及・啓発イベント、相談会等	1 年あたり 4 回	1 年あたり 4 回
精神障害者の支援 【新規】	川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会		1 年あたり 6 回
	ピアサポート活動をしている人		1 年あたり 36 人
	災害派遣精神医療チーム体制整備のための運営委員会		1 年あたり 2 回

※平成 29 年度は 6 月実績

第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版 概要版

発行 平成 30 (2018) 年 3 月
 企画・編集 川崎市健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課
 住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 1 番地
 電話 (044) 200 - 2654 (直通)
 FAX (044) 200 - 3932



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市